

令和5年10月24日  
市民局市民安全推進課

「防犯機能付き電話機設置等補助事業」の開始について

令和5年8月21日から増加する特殊詐欺被害を未然に防止するため、防犯機能付き電話機の設置費等に要する経費を補助する制度を開始しました。本制度の概要は次のとおりです。

なお、詳細については、別紙チラシ「防犯機能付き電話機で、特殊詐欺被害を防ごう！」を御覧ください。

【概要】

特殊詐欺被害や悪質な電話勧誘販売等の被害を未然に防止するため、防犯機能付き電話機の設置費等の一部を補助します。

区 分	内 容
補助対象者	65歳以上の者のみで構成される世帯
補助対象経費	①又は②のいずれか1つ ① 次のいずれかの機能を有する固定電話機又は固定電話に接続して用いる機器の購入費用 ・相手に録音する旨のメッセージを流し、通話を自動的に録音する機能 ・事前に登録していない電話番号からの着信に対し注意を促す機能 ・特殊詐欺が疑われる電話番号からの着信を自動的に切断する機能 ② 電気通信事業者（NTT 西日本）が提供する特殊詐欺対策サービスを利用するために必要な初期工事費用
補助額	対象経費の2分の1 ただし、補助上限額の1万円を超える場合は、1万円が補助金額となります。
補助件数	概ね250件 【申請件数 70件(令和5年10月10日現在)】